

奨学生氏名	長崎 育子	奨学生番号	- 4 -
-------	-------	-------	-------

## 誓約書・奨学金借用証書

公益財団法人 長崎県育英会理事長 様

平成 年 月 日

このたび、私並びに第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、公益財団法人長崎県育英会の奨学金を借用するにあたり、貴会奨学金貸与規程及び奨学金事務取扱要項に定める規定を遵守し、奨学金の返還義務を誠実に履行します。

なお、万一奨学金の返還を怠った場合は、第三者(関係市町村及び出身学校等)を介して返還請求(住所等の照会含む。)されること、及び奨学金の返還計画に基づく各返還期日までに返還しなかった場合は、奨学金貸与規程に定める割合で計算した延滞金を納めるとともに、当然に期限の利益を失い、返還期日にかかわらず返還未済額を一括返還することについて異存ありません。

奨学金月額	18,000 円
借用期間	平成 年 4 月分から 3 年 0 月間
借用申込金額 (奨学金総額)	648,000 円
返還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦      半年賦      年賦      月賦・半年賦併用 (いずれかに✓を)
返還期間	平成 年 10 月から 10 年間

借用確定金額	何も記入しない。 円
--------	------------

上記「借用確定金額」について、裏面の奨学金総額一覧表の「借用期間別奨学金総額」を限度として、借用金額が確定したときに、公益財団法人長崎県育英会が記入する補充権を認めます。

## 借受人

本人(自筆)	フリガナ	ナガサキ イクコ	住所	〒 -
	氏名	長崎 育子 (長崎印)		市 町 1-1
	生年月日	平成 年 月 日 男・女		×アパート 棟 号室
				TEL - - 携帯電話 ××× - ×××× - ××××

## 記入上の注意

- 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、印鑑登録証明書を添付すること。
- 本人、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の欄は各自の自筆とすること。
- 交通遺児奨学生については、「第一連帯保証人」を「連帯保証人」と読み替え、第二連帯保証人は不要とする。

長崎県育英会奨学金の借用については、下記の奨学金総額一覧表の「借用期間別奨学金総額」の範囲内で確定した借用金額を、公益財団法人長崎県育英会が「借用確定金額」欄に記入することを認め、借受人と借受債務について連帯して負担します。

第 一 連帯保証人(自筆)	フリガナ	ナガサキ ヒデオ	住 所	〒 - 市 町1-1 ×アパート 棟 号 TEL - - 携帯電話 - -			
	氏 名	長崎 英雄 (長崎印)	本人との関係	本人の( 父 )			
	生年月日	昭和 年 月 日	住 所	〒 - 市 町 - TEL ××× - ×××× - ××××			
	勤務先	A B C (株)	住 所	〒 - 市 町 - TEL ××× - ×××× - ××××			

第 二 連帯保証人(自筆)	フリガナ	クマモト タロウ	住 所	〒××× - ×××× 市 町 - TEL - - 携帯電話 - -			
	氏 名	熊本 太郎 (熊本印)	本人との関係	本人の( おじ )			
	生年月日	昭和××年 × 月 × 日	住 所	〒 - 市 町 - TEL - -			
	勤務先	平和産業	住 所	〒 - 市 町 - TEL - -			

奨学金総額一覧表

(単位；円)

奨学金月額	種 別	借用期間別奨学金総額					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
10,000	全種別	120,000	240,000	360,000	480,000	600,000	720,000
18,000	国公立自宅	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000	1,296,000
20,000	私立自宅 私立自宅外	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000	1,440,000
23,000	国公立自宅外	276,000	552,000	828,000	1,104,000	1,380,000	1,656,000
30,000	私立自宅	360,000	720,000	1,080,000	1,444,000	1,800,000	2,160,000
35,000	私立自宅外	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000	2,520,000

(注) 予約奨学生は、奨学金月額と借用期間に対応する奨学金総額を借用申込金額欄に記入すること。

借用確定金額、返還方法、返還期間については、貸与終了後にあらためて通知します。その際、異動等により、借用確定金額が、借用申込金額と相違する場合の返還期間は、必要に応じ、借用確定金額に対応する返還期間に変更します。